

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 【注目情報】 ご注意！子どもの事故防止
- 2 平成24年度消費生活相談の概要
- 3 アイネスからのお知らせ

■ 【注目情報】 ご注意！子どもの事故防止

楽しい夏休みの始まりですが、一方で、この時期は熱中症、水の事故など子どもの事故に特に注意が必要な季節でもあります。

1歳以上の子どもの死亡原因の第1位は「不慮の事故」です。子どもの事故は、周囲の大人たちが、子どもの身の回りの環境にちょっとした注意を払い、対策を立てることで防止できるケースが多くあります。東京消防庁などの事故例等をご紹介します。

【ビニールプールでの事故】

- ★ 5歳と3歳の兄弟がビニールプールで遊んでいた際、母親が1～2分間目を離した際に3歳の男児がプールに沈んでしまった。
- ★ 7ヶ月の男児が父親とビニールプールで遊んでいた際、父親が部屋に戻ってテレビを見ながらガラス越しの様子を見ていたら、男児の顔が水没し意識、呼吸がなかった。
- ☆ <http://www.caa.go.jp/kodomo/mail/past/vol/20130530.php>

【浴室でのおぼれ】

- ★ 自宅の浴室で母親と子ども2人で入浴し、母親が先に次男を浴槽から上げ、5分後に浴室に戻ったところ、4歳の長男が溺れていたため119番通報（4歳男児・重症）

【扇風機カバー使用時のケガ】

- ★ 扇風機は、使用中に子どもが羽根ガードの中に指を入れて怪我をする危険がありますので注意が必要です。
- ★ 東京都の調査では、市販の扇風機カバーを使用しているにもかかわらず、使用経験者の30%以上が、子どもが怪我をしそうになったり、怪我をした経験があると回答しています。
- … <http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2011/07/6017r500.htm>

【高所からの転落】

- ★ 自宅2階のバルコニーに置いてあったエアコン室外機の上で遊んでいた子どもが、母親が目を離した際に地上へ転落したため119番通報（2歳男児・重症）

【カーテンの留めひも（タッセル）による窒息事故】

- ★ 1歳の男の子がカーテンの留めひも（タッセル）に首を引っ掛けて窒息し、救急搬送
- ☆ 日本小児科学会「カーテンの留め紐による縊頸」

<http://www.caa.go.jp/kodomo/mail/past/vol/20130502.php>

消費者庁の“子どもを事故から守る！プロジェクト”のホームページでは、お子さんの年齢別、事例別に起こりやすい事故とその防止策について紹介しています。↓

<http://www.caa.go.jp/kodomo/index.php>

■ 平成24年度消費生活相談の概要

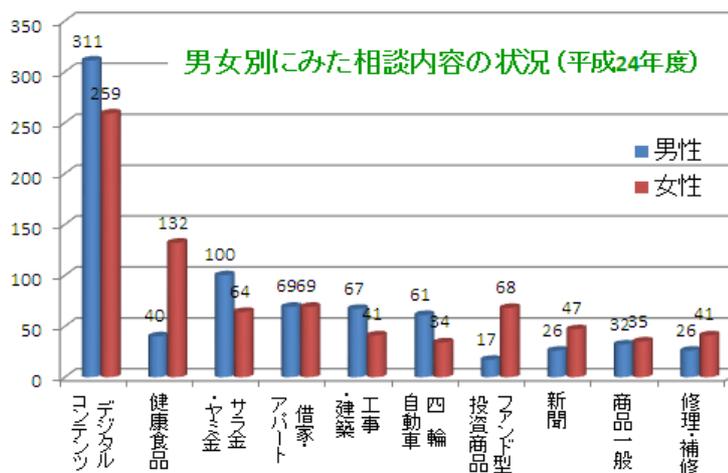
平成24年度にアイネスが受け付けた消費生活相談件数は3,792件でした。県内市町村の相談体制の充実等もあり、前年度に比べて555件減少しています。

【契約当事者の構成】

- ・居住地別：大分市(43%)、別府市(13%)、中津市(6%)、佐伯市・日田市(4%)、宇佐市・日出町・由布市・豊後大野市・臼杵市(3%)の順
- ・職業別：給与生活者(33%)、無職(30%)、家事従事者(14%)、自営・自由業、学生の順
- ・性別：女性(53%)、男性(44%)、不明(3%)
- ・年代別：70歳以上(21%)、40歳代・60歳代(15%)、50歳代(13%)、30歳代(11%)、20歳代、20歳未満の順…70歳以上が昨年より増加

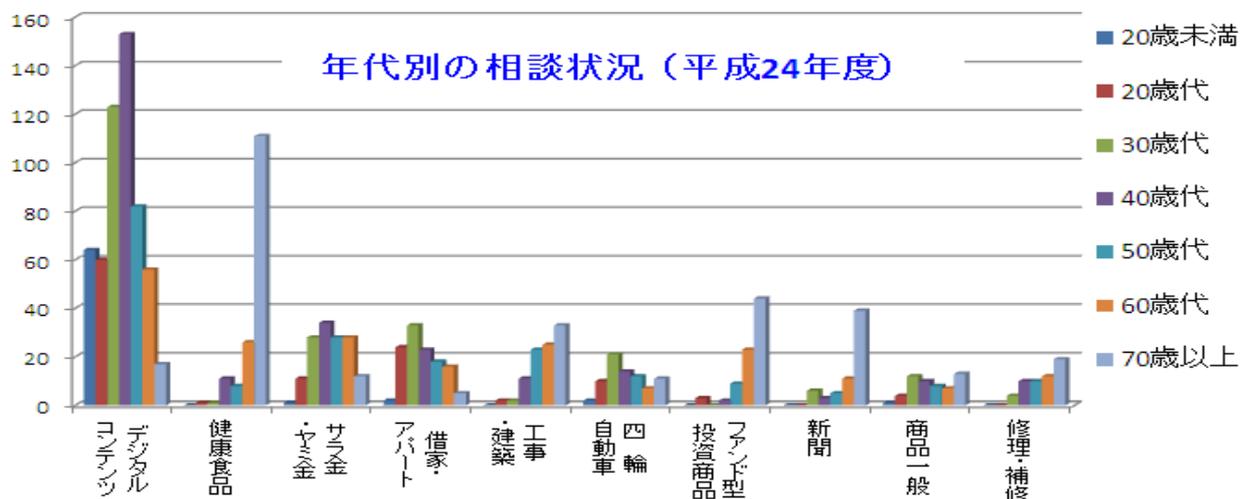
【商品・サービス別の苦情相談ランキング】

- ・第1位：デジタルコンテンツ…インターネットを通じての情報提供サービス
- ・第2位：健康食品
…前年度に比べ急増
- ・第3位：サラ金・ヤミ金
…多重債務やヤミ金融等
- ・第4位：借家・アパート
- ・第5位：工事・建築
- ・第6位：四輪自動車
- ・第7位：ファンド型投資商品
- ・第8位：新聞
- ・第9位：商品一般
- ・第10位：修理・補修



【年代別の苦情相談状況】

- ・ 20歳未満：相談の大部分はデジタルコンテンツ
- ・ 20歳代～30歳代…第1位：デジタルコンテンツ、第2位：借家・アパート
- ・ 40歳代～60歳代…第1位：デジタルコンテンツ、第2位：サラ金・ヤミ金
- ・ 70歳以上…第1位：健康食品、第2位：ファンド投資商品



※詳しくはアイネスのホームページをご覧ください。

http://www.pref.oita.jp/uploaded/life/265567_296022_misc.pdf

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口
に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：0570-064-370 》

☆ 県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp (メルマガ専用アドレス)

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）
〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）
TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684
ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>
E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp
=====